

令和4年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、高島市からの支払いを保護者に代わり本園が受領しています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和4年度公定価格(愛隣こども園)

(単位:円)

認定区分	1号認定		2号認定				3号認定			
	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		3歳児		1.2歳児		0歳児	
保育必要量 区分			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格
4月	187,660	204,440	57,820	52,180	73,860	68,220	120,290	114,650	202,040	196,400
5月	182,200	198,980	52,260	46,620	68,300	62,660	120,190	114,550	201,940	196,300
6月	188,930	205,710	52,260	46,620	68,300	62,660	120,190	114,550	201,940	196,300
7月	188,930	205,710	52,230	46,590	68,270	62,630	120,160	114,520	201,910	196,270
8月	192,360	209,140	52,230	46,590	68,270	62,630	120,160	114,520	201,910	196,270
9月	196,650	213,430	52,170	46,530	68,210	62,570	120,100	114,460	201,850	196,210
10月	202,720	219,500	54,090	48,450	70,130	64,490	122,020	116,380	203,770	198,130
11月	202,720	219,500	54,090	48,450	70,130	64,490	122,020	116,380	203,770	198,130
12月	202,720	219,500	54,090	48,450	70,130	64,490	122,020	116,380	203,770	198,130
1月	202,720	219,500	54,040	48,400	70,080	64,440	121,970	116,330	203,720	198,080
2月	202,720	219,500	54,040	48,400	70,080	64,440	121,970	116,330	203,720	198,080
3月	201,530	218,310	57,230	51,590	73,270	67,630	125,160	119,520	206,910	201,270